

OB新学期 規 約



本規約は、株式会社オービックビジネスコンサルタント(以下「OBC」と言う。)が教育機関向けに提供するトータルサポートソリューション(OBC Innovation Support Program 総称: OB新学期以下(「OB新学期」と言う。)の利用に関し適用するものとします。

1. 総則

名称: 本ソリューションはOB新学期と称します。 所在: 本ソリューションの事務局はOBC内または、OBCが定める場所におきます。

2. 意義

OB新学期とは、学校・教育機関において基幹業務システムを基本とし、企業における実務をテーマに会計情報・非会計情報を活用できる人材の育成を目的としたカリキュラムを確立するためのトータルサポートソリューションです。

3. 活動

OB新学期事務局は、以下の活動を行います。

- 3-1 登録校の勧誘、登録、抹消。
- 3-2 OBC製品・情報の提供。
- 3-3 教材の提供。

4. 登録

4-1 登録資格

登録資格は、学校教育法第1条・第82条の2項に定められた学校、職業能力開発促進法に基づく職業訓練校、雇用能力開発機構に属する教育訓練機関(委託を含む。)、日本商工会議所ネット試験会場として認定された機関および施設とします。また登録できる学校・機関・施設の単位は各学校・機関・施設の所在地ごとの入会とします。

4-2 登録によるサービスおよび特典

OB新学期に登録されますと、財務会計システム勘定奉行(以下「勘定奉行」と言う。)、給与計算システム給与奉行(以下「給与奉行」と言う。)、販売管理システム商奉行(以下「商奉行」と言う。)、仕入・在庫管理システム蔵奉行(以下「蔵奉行」と言う。)の最新版を各教育用ライセンスとして年間使用権が安価にもとめられ、またその他の教材を購入することができます。

4-3 登録校の義務

①登録時の内容に変更があった場合は、速やかにOB新学期事務局に文書でお届けいただきます。届け出のない場合には、サービスの提供ができない場合があります。

②登録された学校・教育機関は、不正の目的をもってOB新学期を利用してはなりません。また、OB新学期から得た情報は、第三者に提供したり、複製物を作成したりすることはできません。登録校の登録が抹消された場合には、直ちにOB新学期から得た情報が保存されている媒体の情報を抹消するか、廃棄しなければなりません。

5. 登録と脱退

5-1 登録手続き

登録の手続きは、本規約をご一読いただき、「OB新学期登録申込書」に必要事項をご記入の上、ファックスにてお申し込みください。申込み受理後、OB新学期事務局から所定の登録料およびエデュケーションライセンス年間使用料(以下「年間使用料」と言う。)の請求書を送付いたします。また登録と同時に教材を購入した場合は別紙の請求書を合わせて送付いたします。

5-2 登録資格の有効期限

OB新学期に登録された学校・教育機関の資格の有効期限は申込日に関係なく4月1日から翌年3月31日とし、OB新学期事務局よりユーザー登録完了通知書が届いた日よりサービスをご利用いただけます。

5-3 登録資格の自動更新

登録された資格は、2年目以降自動更新となります。有効期限満了2ヶ月前までに、OB新学期事務局より更新に関する書類をご送付させていただきますので、有効期限満了までに翌年分の年間使用料をお支払いください。また複数のシステムのエデュケーションライセンスを継続してご使用になる場合は各々の年間使用料をお支払下さい。

5-4 登録資格の喪失と登録の抹消

以下のいずれかの条項に該当するとOB新学期事務局が認めた場合は、登録校への文書による通知をもって登録を抹消することができます。その際、既に納付されている登録料・年間使用料の返還は行いません。

- ①登録申込書等、OB新学期事務局に提示された書類に虚偽の記載がある場合。
- ②ユーザー登録番号を不正に使用し、あるいは使用させた場合。
- ③本規約に定める重大な事項に違反し、あるいはOB新学期の運営を妨害した場合。
- ④その他、OB新学期の業務に重大な影響を与える危険性がある場合。
- ⑤年間使用料の支払いを怠った場合。
- ⑥OB新学期事務局が登録校として不適当と判断した場合。

5-5 登録校の脱退

登録校はOB新学期事務局に文書により通知することで脱退できます。ただし、既に納付されている登録料、年間使用料の返還は行いません。また脱退時にはエデュケーションライセンスとしてご提供した各システムのプログラムディスクおよびマニュアルを廃棄もしくは処分した旨の書類をOB新学期事務局へFAXもしくは郵送していただきます。廃棄もしくは処分の際に必要となる書類はOB新学期ホームページにフォームをご用意致しますのでご利用下さい。

6. 登録料と年間使用料

6-1 登録料 中間使用料

登録校に対する登録料と年間使用料は別途OB新学期事務局より ご案内する金額とします。

登録料は登録時、年間使用料の納入は年1回とし、全額一括納入していただきます。OB新学期事務局よりご送付する請求書にて納付してください。なお、お支払い頂いた登録料・年間使用料は、理由の如何にかかわらず、返還致しません。

また注文・購入した製品ならびに教材も理由の如何にかかわらず、 返品および購入代金の返還は致しません。

6-2 再登録

再度、登録を希望される場合には登録料・年間使用料が必要となります。

6-3 ライセンス減少

一度お申込みを頂きましたライセンスは減少する事が出来ません。 ライセンス減少の場合には、退会・再入会にてご希望ライセンスを 再度お申込み頂く必要があります。

7. エデュケーションライセンス使用許諾について

貴校(以下「甲」と言う。)とOBC(以下「乙」と言う。)とは乙が提供す る本製品の使用を本契約の同意をもって許可するものとします。

7-1 定義

本契約で使用する用語の定義は、他の条項等で別段の定めのな い限り次の各号に定めるとおりとします。「本製品」とは乙が提供す るエデュケーションライセンスを示し、「ディスク」とは本製品に含ま れるプログラムディスクを示します。貴校とは本製品に添付されて いるOB新学期規約兼エデュケーションライセンス使用許諾契約書 に記入された4-1を示します。「ユーザー」とは本製品を使用する貴 校の教師・講師・現役の生徒・学生を示します。

7-2 使用権

乙は甲に対して本製品を本契約の条項に従って使用することを条 件とし、下記条項に基づく本製品の譲渡不能の非独占的使用を許 諾します。乙は甲が本契約に同意したことをOB新学期登録申込書 の受付をもって確認したこととします。本製品は、日本国の輸出関 連法規を遵守し、輸出規制の対象である国、個人、法人、教育機 関に輸出または再輸出しないことに同意したものとします。

7-3 使用条件

本製品は4-1における学習および検定試験の実施を使用目的とし、 ユーザー数の上限は本契約に記載されている「使用可能ライセン ス数」を限度とします。本契約は1教育機関あたりのライセンスと なっております。本製品に関する著作権およびその他の一切の権 利は乙に帰属するものとします。

7-4 禁止事項

甲は本製品を、変更、改作、翻訳、リバースエンジニアリング、デコ ンパイル、ディスアセンブルやその他の方法でソースコード等の製 品構造を解明しようと試みることはできません。甲は本製品の譲渡、 貸与又はその他いかなる方法であっても本製品を第三者に使用さ せることはできません。また本製品の複製も一切できません。甲は 本製品を使用して得た動作状況をあらゆる媒体を通じて第三者に 公表することはできません。

7-5 保証範囲

乙は本製品に物理的な欠損があった場合には、納入後14日以内 であれば無償で交換します。本契約は、本製品に含まれる機能が 現状のままということが前提ですので、甲が本製品をカスタマイズ して使用した場合の結果については、一切保証致しません。また乙 は甲が本製品を使用したいかなる結果に対しても保証の義務は負 いません。

7-6 使用権の消滅

甲が本契約の5-4、7-3、7-4に違反した場合、許諾された使用権は 本契約の5-5に従うものとします。

8. 規約の変更その他

8-1 規約の変更

本規約(ソリューションの内容等含む)は、2週間の予告期間をおい て適宜変更できるものとします。予告および変更内容の告知はOB 新学期ホームページにて行うものとします。

8-2 提供情報

OB新学期事務局が提供する情報及び内容の一部はOBCの都合に より適宜中止ないし中断することがありえますが、この場合にも登 録料・年間使用料の返却はせず、またOBC及びOB新学期事務局が 認めた原資料の提供者は如何なる責任も負担致しません。

8-3 譲渡禁止等

OB新学期登録校は、その有する権利を第三者に担保提供、譲渡、 名義変更はできないものとします。

8-4 情報サービスの中断・遅延

弊社のサーバ、ネットワーク機器、回線などの故障、停止、停電、 天災、保守作業、その他の理由により、OB新学期事務局からの情 報サービスの中断、遅延などが発生し、その結果会員が損害を 被った場合においても弊社は一切の責任を負わないものとします。

8-5 秘密保持

登録校は、本規約に関連してOBCから書面又は口頭によるかを問 わず、秘密情報として受領した情報を、秘密として適切に保持管理 し、OBCにより認められた以外の目的で使用してはならず、また、第 三者に漏洩又は開示してはなりません。ただし、受領する前に既に 自ら保有していたもの、受領する前に既に公知であったもの、受領 した後自らの責めによらずに公知となったもの、受領した後正当な 権利を有する第三者から何らの秘密保持義務を課せられることなく 取得したものについては、秘密情報の対象から除外します。

8-6 免責

OB新学期事務局、OBCおよびOB新学期事務局が認めた原資料の 提供者は、OB新学期登録校に対して、OB新学期から提供される サービスの品質の完全性や有用性につき、いかなる保証も致しま せん。OB新学期事務局、OBCおよびOB新学期事務局が認めた原 資料の提供者は、OB新学期のサービスの利用により発生した登録 校または他者の損害およびサービスを利用できなかったことにより 発生した登録校または他者の損害に対し、いかなる責任も負わな いものとし、損害賠償義務を一切負わないものとします。また、OB 新学期事務局は、OB新学期登録校が運営するウェブ等の掲載内 容等について、不適切なものがある場合、直ちにこれを排除する場 合があります。この場合、OB新学期事務局は、当該行動によるい かなる損害賠償義務も負わないことにします。

8-7 その他

①OB新学期に関する著作権を含む一切の知的所有権は、OBCに

②OB新学期に関する一切の紛争の専属的管轄裁判所は、東京地 方裁判所とします。

平成26年3月20日現在

録申込書

返信先:OB新学期事務局 <ob-shingakki@obc.co.jp>



- 以下の教育機関が登録の対象となります。

 ●学校教育法第1条に定められた学校:小学校・中学校・高校・短大・大学・聾唖学校・盲唖学校
 ●学校教育法第82条の2項に定められた学校:専門学校(専門課程・高等課程・一般過程)
 ●職業能力開発促進法に基づく訓練機関:職業訓練校 ●雇用能力開発機構に属する教育訓練機関(委託を含む)
 ●日本商工会議所ネット試験会場として民定された期間および施設

	項目	価	格	金額		
登 録 料 ⋆		¥66,000	¥66,000(60,000)		¥66,000	
使	製品名	ライセンス単価	ライセンス数	金額		
用 ラ	「勘定奉行」エデュケーションライセンス ※5ライセンス以上より使用可能	¥3,300 (¥3,000)	本			
イセン	「給与奉行」エデュケーションライセンス ※5ライセンス以上より使用可能	¥3,300 (¥3,000)	本			
ス 料						
*						
★:必須	項目 ※稅込価格(本体価格)	合 計	¥			
■必ずご記入下さい 年 月 日						
貴校	(フリガナ)				ED	
代表	(フリガナ)	ご担当者	(フリガナ)		ED	
(フリガナ)						
ご住所 〒						
TE		FAX				
E-ma	ail	URL				
事務局	使用欄	支払条件	ŧ	日締	支払	

お問合せ

株式 会社 オービックビジネスコンサルタント URL https://www.obc.co.jp

OB新学期事務局 お問い合わせWebフォーム ▶https://www.obc.co.jp/obcs-contact ※送信完了後、通常1営業日以内に回答いたします。(土日祝祭日その他弊社指定休日を除く)